

第5回特別支援教育在り方検討委員会議事録（意見交換）

議題1「特別支援教育の理解・啓発」について

会長

これまでの議論の中でも、理解・啓発の話については出ましたが、いかに理解・啓発を進めていけばいいのかについて、対象者は、内容は、発信者は、などの点を踏まえてお話いただけたらと思います。

委員

発達障がい活動をされているグループを紹介してもらい、そこで活動をしています。そこにいらっしゃる方とのネットワークで支えてもらっています。保護者さんの中には自分1人で抱えこんだり、忙しいからといって子どもさんを受診させていない方もいらっしゃいます。

そういったところから自分は力をいただいているので、そういった場が保護者さんの理解啓発に繋がればと思います。

会長

保護者の方が入っている活動を通してご自身も理解が深まっていく。或いはグループとして社会に向かった発信があると思います。

そのような会があるという事を地域の方に知ってもらうということや、相談に対応する所もあるということも紹介していくことも理解に繋がっていくと思われれます。

委員

小学校の特別支援学級、通常の学級に在籍している発達障がい子どもさんへの理解は、随分進んだと思いますが、まだまだ当事者の問題という意識が強く、障がいのある子どもさんの問題というのが根強いです。インクルーシブ教育システムの構築、共生社会への理解啓発が十分ではありません。

特に小学校では、特別支援学級で学ぶ子どもさんたちが通常の学級と一緒に勉強することも多いのですが、残念ながら時によって心ない言葉が発せられる場合もあります。特別支援学級に学ぶ子どもさんたちへの理解啓発というのは、その子どもさんたち一人一人の持っている良さとか、頑張っている姿を理解啓発することが多いのですが、障がいというのはそもそも何だろうというところの理解啓発を、小学校低学年からやっていく必要があると学校現場においては感じています。そのためには、理解教育のプログラムや事例集等を小学校に広めていくことが必要ではないかと感じています。

会長

障がいのある子どもさんだけではなく、そうではない子どもさん全体に対して行っていく必要があるということですね。

子どもの発達からみて知的な理解が可能となる小学校の中学年ぐらいから計画的に、意図的に行うことの重要性と、それを行うために必要な実践事例集等を出していくことの必要をご指摘いただきました。

委員

障がいといった時に、何ができないかということについての障がいであり、例えばそれが他の手立てのできるのであればもうそれは障がいではない。

保護者の方の理解が進まない、早期の支援に繋がらないというのは、「障がい」という文言、レッテルを貼られるということ、「特別支援教育」という言葉についてのイメージ、その範疇に我が子が入ってしまうことを嫌がられると思います。「障がい」についての考え方は、何が障がいなのか、何が出来ないのか、どこが適応出来ていないのかといった様々な事があり、簡単に「障がい」、「特別支援教育」とできない状況だと思います。その辺りについての理解が保護者の方、地域にありません。

昔のままのイメージですと保護者の方からしてみると、この子のために出来ることがあれば、いろいろな手立て、支援をしてやりたいと思う反面、自分たちは違う範疇になってしまうのではないかと不安があったり、或いは地域の方の目というようなところを意識します。出来るだけ早く支援に入りたいと思い保護者さんと話しながらも、拒絶されるのはそういった事も大きいと思います。

「障がい」の今の考え方をもっと地域の方にも広げていかないと、子どもさんたちの背景には、保護者があり、地域があります。そういったところも同時に進めていかないとうまくいかないと思います。

委員

先ほどの資料で示していただいた内容については、ほぼ学校でも取り組んでいます。近年力を入れているのは住民の方に理解していただく教育、特に核になる民生委員の方には講座を開いて学校を見学していただいたり、そういった地域の代表になる方に足を運んでいただくこととか、コース制の営業日を通じて子どもたちの実態を把握していただくことをやっています。

併せて企業、福祉の関係の方々にも学校に入ってきていただき、子どもそのものを見ていただいています。子どものありのままの姿を見ていただく中で就労に向けてのアプローチをしています。なかなか進まないのが保護者さんに対しての取組です。保護者さん同士の関わりを通して理解を深めていく必要があります。

発達障がいのある子どもさんが増えている中で、就労となった時に自己理解が出来ていません。障がいのある子どもさんの理解教育も進めていく必要があると感じております。

会長

中学校の現場では保護者さん同士というところの理解が深まっていくのは、どのような現状なのでしょうか。

委員

保護者さん同士もそうですし、障がいのある子どもさんの保護者さんも世間体を気にするという現実がありました。理解の浸透というのは出来ていないと思います。

インクルーシブという考えでいけば、特別支援教育は人権教育として広げていく必要があると思っています。県を挙げて人権問題、人権活動としてお願いできたらと思います。

委員

障がいがあっても無くても、理解しようとする大人が周りにいるかどうかだと思います。相手を知ろうとする気持ちがあるかないかだと思います。

保護者の方に対しての啓発についてですが、保護者さん同士の繋がりが薄く、過去のように保護者さんの団体が盛り上がるということはない気がします。個々に抱えている悩みをあまり表に出されない方がたくさんいるのではと思います。どういうところに相談をすればいいのかがはっきりしていればいいのではないかと思います。

例えば保護者さんが保育園の担任の先生に話をします。それが、園長先生、管理職の耳にちゃんと入っているのか、そこから教育委員会や他機関に繋がっているのかという確認が取れないことがあるので、繋がったら答えて欲しいというのが保護者としての意見だと思います。

保護者さんの相談の窓口が、1ヶ所ではなくて何ヶ所かあるとよいと思います。相談に戸惑っている方がたくさんおられるのではないかと思います。相談窓口の啓発、そういうところからペアレントメンターさんに繋がったりするのではないかと思います。

会長

複数の相談窓口があると同時にワンストップ型の相談窓口という両方が整備されているといいという事ですね。

委員

ワンストップ型についてですが、何度も説明する事がとても引かかるのではないかと思います。自分が悩んでいることを説明することは辛いと思います。きちんと受けとめてくださる方が1人おられる。そこから道筋がはっきり見えていけば相談もしやすいのではと思います。それが例えばSNSであってもいいのではないかと思います。きちんとお返事があればいいと思います。

委員

相談窓口というところで、子育て支援センターが各市町にあると思いますが、その子育て支援センターが担っているものが市町ごとで内容もやり方も違うと思います。子供の貧困という部分で包括的な子育て支援センターは出来ていますが、福祉は福祉の分野で、教育は教育の分野でということで、包括的とは言いながらも部分的包括です。親からすると子育ての悩みはいろいろな悩みがあり、その悩みをどうやったら解決出来るのか繋いでいくことを子育て支援センターでやるべきだと思いますが、実際はそこまで出来ていません。そのためにはきちんとその人の悩みを聞いてそれを繋げていくというかなりの力量が必要になってきます。

会長

子育て支援センターが各市町村にあります。教育分野を含めた「包括的」なつながりと支援が必要ですね。

委員

学校現場で通常の学級で落ち着きがないとか、気持ちが安定しない。そういった子どもさんたちが増えていきます。発達障がいとか自閉症とか診断が付く子どもさんもいるのですが、ほとんどの子どもさんが診断の付かないままに困難を抱えています。診断が付いていても安定している子どもさんもいます。早い段階、幼児期からの保護者さんとの関わり方がとても大事で、保護者さんが子育てに悩みながら、親子共々苦しみながら大きくなっているケースもあると思います。

きちんとした相談が出来る機関ということで、キーになるのは保健師さんという気がしています。3歳児健診の段階から保健師さん、保健と教育がしっかり連携しながら健診の場で啓発の場を作るとか、配布用のパンフレットを作るとか、そういったことをもっとやっていく必要があります。

保健師と教育関係者がしっかりと連携して、健診の場という皆が受けないといけないところにしっかり啓発していくような手だてを持ったうえで、その次に支援センター、相談機関にうまく繋がるようなコーディネートをしていくのが大事だと思います。

委員

3歳児健診までのところが主に保健師と関わるころかなと思います。就学前のところで主に電話がかかってくるのですが、保護者さんたちが直接市に相談するということはあまりされません。関係づくりが出来ている保育所、幼稚園の方に相談されることが多く、園の方から市に相談があり対応していくということがあります。市では心理士による巡回相談を保育所・幼稚園に行っています。保育所に対しては年度当初に、子育て、発達の相談が出来るということの周知文をお送りしていて、保健師、心理士に相談してみたいということで保育所から繋いで保護者さんの理解啓発に繋がっています。

会長

乳幼児期の、保護者さんが子育てに真っ最中の時期に、そういった内容を取り込んでいくというのもひとつあると思います。

委員

例えば校長先生に保護者さんが集まる場などで発達障がいなどについて啓発してもらおう。専門の方に不安を持っている保護者さんに向けてのメッセージをいただければと思いました。

委員

保健師さんという相談窓口があるということですが、市に相談するまでになっている方は相当困っている状態で行かれると思います。「うちの子はどうなんだろう」と思っている時は、市に相談しようとは思わないのではないかと思います。今は困ってないけれども、困ったことがあったらこういうところに気軽に相談に行けばいいということを啓発していく必要があると思います。

例えば文部科学省が言っています家庭教育支援チーム、そういうものがあればいいと思うのですが島根県は残念なことに今登録がありません。家庭教育とか子育てに関する悩みを一括で受けてくれるようなところがあったら相談しやすいのかなと思います。

会長

先ほどお話があった、相談に行けるのはある程度理解していて、相談してみようかと思える段階で初めて行けるということです。そうならない段階においては、情報が分からないし、そうなったときに初めて右往左往してしまう。そうすると所属されている保育所、幼稚園、学校とか、保健師さんにまずは相談していくことになるので、子どもが所属している所の職員の理解と、他に繋げていく繋がりも必要になってくることとなります。

委員

子育てということに関しまして行政的な感覚で言いますと、子育て支援は就学前まで、その後は家庭教育支援ということで、厚労省と文科省という区分けが生じています。親にとってみれば、1歳の子を育てるのも、15歳の子を育てるのも子どもを育てる事には変わりありません。生まれた時から大人になるところを一本化してみるところを作っていく必要があると思っています。親がまだ親として産声をあげている時期から親の教育も手厚くしていけないといけないと思いますし、それがきちんと繋がっていかないといけないと思います。その子の将来について最初の段階から見通しを持ってどんな支援をしていくのかという中でやらないと上手くいかないのではということを思っています。

事務局

理解教育のプログラムにつきまして、健康福祉部であいサポート運動として、小学校高学年向けの障がい者理解促進のための冊子とDVD作成しています。冊子については作成済みで学校に配られています。DVDは作成はされていますがまだ配布はされていません。

教育も健康福祉部と連携し理解啓発プログラムについて研究していきたいと思っています。

委員

そういう冊子があることを知りませんでした。情報がきちんと入らないというところが問題だと思えますが、学校現場で理解教育が必要だという意識をきちんと持ってもらうことが大事だと思います。そういう意識がなければ、冊子があろうが、DVDがあろうがそこに向かわないので、この辺をもっときちんとやっていく必要があります。

委員

教育環境の中の理解啓発が出ていましたが、地域の理解をどう広めていくか、深めていくかについてです。私はあいサポーターです。あいサポーターのバッジをいつも付けて歩いています。社会の中で理解者を増やしていくことが、社会の受容能力、地域力を広めていく大きな力になっていくと思いますので、あいサポーターを増やしていくような啓発活動、あいサポート企業に積極的になっていただくための働きかけをする、そういった行動が大事ではないかなと思います。企業であいサポートの研修を企画してもらおうと、こんな子どもさんがいて、こんな事で困るんだということがあります。全く関心がなかった人たちが、そういう子どもさんもいるんだということで、一般の人に理解される機会としてはいい機会になっています。

10年後に島根県は2巡目の国体を開催します。セットで全国障がい者スポーツ大会が開かれます。

オリンピック、パラリンピックが開催されれば、パラリンピックを通じていろいろな障がい理解が得られます。島根県の方でも障がい者スポーツ大会を開催していくという準備段階から障がいの理解啓発をしていく良いチャンスだと思います。

会長

様々な機会をとらえながら、あいサポート運動とも協働していくところも考えていく必要があります。

また、既になされていることをもう少し丁寧に、例えば出雲養護学校で行われている企業、地域の福祉関係者、民生委員さんと協議する機会を設けるなど、を行っていくことが必要ですね。

委員

理解啓発の対象として、保育所・幼稚園の保育士さんに対して研修会を行うとたくさん集まります。先生方は熱心で、それだけ困っていたり、保護者さんから相談を受けたりするケースが多いということです。そういうところに向けての研修というのは、市町にお任せだけではなく、例えば県が補助を出すといった研修を活性化するような施策もやっていただきたい。幼児教育センターが出来て保育所・幼稚園を回り、幼児教育センターが中心となって企画する研修はもちろんです、保育所・幼稚園の先生が行ける研修を市町が出来る仕掛けがあるといいと思います。

議題2「切れ目ない支援体制」

会長

次のテーマは切れ目のない支援についてです。学校間の引継ぎ、中学校からの進路、柔軟で連続性のある学びの場を含めていろいろな視点からお話ください。

委員

相談支援ファイルの活用とあります。作ってはありますが活用が出来てない。

私どもの福祉施設、放課後デイで相談支援ファイルを持って来てくださった方は40名中3名しかいません。活用というところを少し考えていく必要があります。福祉施設の職員もどう活用していいのかわからない。保護者の方もどう書いていいのかわからない。

支援ファイルを作った人たちが、いろいろなところに行ってお話してもらうことが大切かなと前々から思っていました。

19市町村のうち17市町村が作っているということですが各市町村で違います。何故、県で統一して作ってくれないのか。その方が市町村変わっても同じ物を見て使えるというファイルになるのではないかなと思っております。

会長

相談支援ファイルの活用がうまくいってないというところですね。その活用のメリットを知っている

方々が、どんどん発信していく必要があります。

委員

保健師さんが中心になりファイルを作りました。母子手帳は大きくなれば予防接種を受けているかどうかぐらいのことしか書いてありません。小さい頃は一生懸命書いているのですが、そのうち予防接種を受けましたとかシールを貼っただけの活用となっていました。

相談をやっていると、保育所や小学校で同じ事を何度も言うのは大変だったということがあります。保護者さんの負担を軽くしてあげるようなファイルの作成・活用が必要なのではないでしょうか。

会長

保護者さんの負担軽減、そして最終的には子どもさんの成長というところに繋がっていくための方策の工夫が必要なのですね。

委員

障がいのある子どもさんとその保護者さんだけに持ってもらおうとなると、それを持ってもらおうということについてハードルが高くなるので、母子手帳と一緒に相談支援ファイルを全ての保護者さんに渡しています。子どもの育ちの記録として相談支援ファイルを全ての保護者さんに持っていただくことにしています。必ず健診の前には保育所で子どもさんの様子を担任の先生と話をし、それを記入してもらってから健診という流れを作っています。

特に障がいがなく大きくなっていかれる子どもさんについては我が子の成長記録として持っておけばいいし、もし途中で支援が必要になってくる時には、今度はそこから新たなページを加えていけるようにファイルにしています。保育所の方からは保護者さんと話をする機会が出来たとあります。そういった面でもプラスの評価をいただいています。話したいことがたくさんあるけれどもなかなか話す機会がないという状況でしたが、必ず担任の先生と話をし書いてもらってから来てくださいということをお願いしたことで、保護者さんも話をしないといけない、保育士さんもきちんと状況を確認して伝えないといけないという意識を持って使えるようにはなったと思います。

会長

保護者さんの意識もですが、我々の意識、今の例ですと保育所の先生方の意識を変えていく両面が大切なのですね。

委員

市の相談支援ファイルは、当初の目的は子どもの育ちの記録、相談記録、個人情報をもろくに伝えるために保護者が活用して相談機関に伝えることができ、個人情報保護上問題がないようにするのが目的でした。活用がうまくいかない一つの理由は、保護者さんが相談に行った先の啓発、何のためにこれを使っているのかが十分に浸透していないことがあると思います。活用するために受ける側がどれだけそれを活用しようという意識が持てるかどうか。目的をしっかりと理解していただくことが大事だと思います。

会長

最終的には情報を繋ぎ合っけて子どもさんの成長に繋げることです。一つの方法としてファイルを使っていますが、受け手側の意識が実は活用の大きな問題でそこをどう詰めていくか、極めていくところをご指摘いただきました。

また、伝える情報と欲しい情報に齟齬があるという説明が事務局からありましたが、それもまた発信する側と受け手側との違いということですがこれも意識の違いということもあるかもしれません。

委員

先ほどの伝える情報と欲しい情報ということですが、養護学校の例でしかないかもしれませんが基本的に学校を体験してもらいながら、子どもさんにも保護者さんにも学校の状況をわかってもらうことをやりながら、適応状況を見たりすることも教育相談を通じてやっています。納得がいくまでやるということが必要だと学校の方としては思っています。こういった取り組みをそれぞれの学校でも大なり小なりやっていると思うのですが、そこで齟齬がないようにするというのと、子どもさんが入学してから元の学校の先生に来ていただいて、子どもさんの状況を見ていただいて子どもさんたちの現状について理解をしていただくことをやっています。そういったことを続けていくことが大切なのではないかなと思っています。

会長

その様な事は他の特別支援学校どこの学校でもされているということですか。

委員

教育相談を通じながらやっているとします。なかなか書面だけのことを言って分からないと思うので、子どもさんの気になるようなことについてはしっかり子どもさんを見て、あとは保護者さんにも関わっていただきながらというのが一番いいと思います。

委員

中学部から高等部に進学されるケースの中で、適正な就学というのは学校としても大きな課題だと思っていますし、中学校サイドでも大きな課題だろうと思います。

ご本人が自分の進路について理解していないケースが必ずあります。就学相談会がある前の段階で、各学校と話をする時間を設けております。その中で通常の学級から養護学校に、自閉症・情緒障がい学級から養護学校にというケースがあります。中学校で知的障がいの教育課程をとっている学校とそうでない学校がありますので、子どもさんたちが納得できるような学びかどうかを考える必要があります。

小学校、中学校、高等学校の中で自己理解を含めた引き継ぎをやらなければ、中学3年生の就学相談会の段階で決めることは難しいです。中には高校と併願というようなこともあります。

学びとは何かということの理解に取り組んでいく必要があると思います。

会長

中から高、高等部へという進路を考える際、今のような課題、状況があり、それに対してどんなことを考えていくのかについても議論していきたいと思います。

各市町村の教育支援委員会に携わっている方もいらっしゃるのではないかと思います。子どもさんが様々な背景から様々な困難を抱えている状況があり、就学先をなかなか軽々には言えなくなっています。いろいろと考えた結果決めるのですが、やってみないと分からないという要素もあります。子どもさんの様子を保護者さんとも共有し合えるような機会を頻回にもつことが必要ではないかと思います。校内委員会の機能強化にも繋がるかもしれませんが、ケース検討会の中に就学という視点を取り込み、話し合いの場を設けながら、支援を考え工夫していくことが、「切れ目ない」につながるように思います。

委員

小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数が来年度は今年度より40人増えるという状況です。自閉症・情緒障がい学級の児童生徒数が増加するという状況がどんどん加速してきています。教育支援委員会がこの子どもさんは自閉症・情緒障がい学級が適正と判断したとしても、受ける側の手が回らないという状況がある状況の中で就学を判断しています。

早い段階で保護者さんと話をする方法として、小学校の校長会を中心に夏休みに全ての小学校が該当する保育所・幼稚園を回ります。連携シートという統一したものを作り保育所・幼稚園から各小学校に送り話をしてもらい状況把握を行い、受け入れの体制をきめ細かく作っていかうというシステムを作っています。保育所・幼稚園と小学校が情報を共有する仕組みづくりが各市町村において必要だと思います。

会長

早期からの対応はと切れ目ない支援は重要であることから、それを具現化していく一つの方法として入学前の半年～1年のところで送り出す側と受け入れる側が繋がっていくのですね。そのためのツールとして連携シートがあるのですが、それらを県内に広げていくかということも検討の一つです。

以前より就学に関して保護者と教育委員会の意見が違う場合には、就学先の方から教育内容、支援内容等について情報を提供してもらえるとよいと思っていますし、情報を提供するには学校側も子どもさんの状況にある程度知っておく必要もあります。保護者さんや教育委員会がその情報も参考にしながら決める事も出来ます。

就学先の先生方は子どもさんの状況がわからないので、入学してから考えないといけないことから、就学の時点で一端切れてしまう印象があります。

希望や考え方が一致してない子どもさんがいる場合にはそういったことも有効かと思っています。

委員

発達障がいのある生徒さんが高校に入学された際に中学校から申し送りがあったということがほとんどありません。入学された後に配慮が必要だと聞いたことはあります。

高校では中学校に出かけて行って学校の説明をしますが支援という視点はありません。そういう場合であれば、直接学校に来ていただき本当にやっていけるかどうかの確かめをご本人や保護者さん、或いは中学校の先生が体験する機会を提供することも必要かなと思ったところです。高校から中学校へ、或いは中学校から高校へのアプローチとして、入学してからではなく入学する前に視点を特化しての形での手厚い連携があってもいいと思います。

委員

中学校は高校側へ生徒指導的な引き継ぎは行っていますが、特別な支援ということになりますと理解してない教員もいます。同じ子どもさんのことについて生徒指導、特別支援教育と分けられているところもまだあります。全部含めてインクルーシブであり引き継ぎは大事であると痛感しています。

中学校1年生の段階、或いは小学校の段階から常に相談するような連携を特別支援学校ととっていければ子どもさんの就学の範囲が広がるのではないかと思います。

委員

一番困るケースは中学校3年生の段階で通常の学級に在籍し、教育相談にも、センター的機能にも関わっていない子どもさんが急に出てきた時の対応です。子どもさんが一番困っていて保護者さんとの気持ちに齟齬がある場合があります。そのような状況の中で学校を選択した時に不適應を起こしたり、その先の社会に出た時に仕事にも就かないケースも出てきます。

自己理解をどうやって、キャリア教育の中で積み上げ、自分にはこういう特徴があり、こういう支援があると分かりやすいといったことがわかるようになると、社会に出る時に安心して送り出すことができると思います。校内の支援委員会等を強化しながら自己理解を促す取り組みをしていくことが必要だと思います。

また卒業間近になりますと実際にはいろんな支援機関が入ります。1・2年生でも支援機関に相談することがあります。教育支援計画の中には施設、福祉、医療の考え方も入っています。教育だけの支援体制だけではなく、いろいろな関係機関が繋がった支援体制を考えていかないと大変な状況になるのではと思います。

委員

特別支援学級の25.8%、自閉症・情緒障がい学級の45.7%、通級の指導を受けた生徒の91.2%が高等学校へ進学するとあります。

小学校から中学校の進路を考えるときに保護者の方からはせめて高校だけは行かせたいという声が聞こえます。本当は高校に行った後の社会へのための力の部分が大事だと思いますが、そこはあまり考えておられず、とりあえず高校だけは行って欲しいという形です。そういった保護者さんに対しては、高校の教育内容、サポート体制、特別支援学校の情報、中学校のサポートの有無についての情報を伝えていく必要があると思います。中学校に入ってから卒業後の進路を考えるのではなく、小学校の段階できちんとした情報を保護者に伝えていくことが大事だと思っています。

ただ残念ながら特別支援学級の担任が毎年3分の1は初めて経験する者という状況、特に中学校ではそういった傾向があります。正しい情報がきちんと伝わらずに、せめて高校だけはということになると大きな壁にぶつかることになります。

特別支援学校のセンター的機能が大事になってきますが、センター的機能の担当が各学校1人しかいない中では限界があります。福祉の制度も含めて、小学校から道筋、中学から自立に向けてどうなっているか保護者さんに伝わるようなものがあるといいと思います。

中から高校の進路指導が難しいのは不登校になっている子どもさんです。保護者さんとも、本人とも話ができない状況の中で進路について相談しようと思っても、中学校への学校復帰という段階で止まっ

ているケースがあります。情報提供を考えると非常に難しいと思います。不登校に対応する相談機関等の担当の方も、障がいの特性を踏まえて進路についての情報提供が出来るような力、機能を持って欲しいと思います。

委員

特別支援学校がない市町村があります。特別支援学校を薦めることは転居を伴います。選択肢そのものもないこと、特別支援学校そのものが場所的にも心理的にも遠いものとなっています。理解するまでには至らないという環境があります。

教育支援委員会に出ています但し中学校の先生が進路指導について頭を抱えているのが現状です。

理解啓発と学校の受け入れ体制も進路指導に絡む引き継ぎというところとなると思います。理解啓発については市町村単位でやるのではなく県全体で行って欲しい。

委員

校内体制で講師の方、養護学校の事、福祉制度の事をよく知らない方が担任になられることがあります。研修を深めてもらいたいと思います。常に保護者さんや子どもさんに関わる先生方や保育士さんがもっと情報の発信が出来るようになってもらいたい。

センター的機能の先生だけではなく、日常的に特別支援学級の先生たちが勉強できる研修も組んでもらいたい。

会長

不登校という状況で学習の積み重ねができず知的に遅れはない子どもさんの場合、次の学校とつなぐ進路について困難を生じることが少なくありません。そうなった時に学校はどうするのかというところにも打つ手を考える必要があります。例えば高等部に就学を考えるのか、高等学校に就学を考えるのか、高等学校の特別支援教育をどうするのかという話が常にセットになります。

委員

中学校から高校へ進路。高校の特別支援教育の推進、高校の先生方の理解は大事だと思いますが、今、小学校と中学校で悩ましいのが、LD系の子どもさんたちに対応する場がない時があります。校内で工夫し個別に対応できる機会を作るということをせざるを得ない状況がありますが、人がいなくなったりすると支援がまちまちになってしまいます。

特別支援教室のような場があり、この中で自分の学力、特性を理解することが出来れば、適切に特別支援学級への入級を進めたりすることが出来ると思います。

県の方でここにサポートティーチャー、中学校で学びいきサポートで配置されている非常勤講師の活用の仕方について、特別支援教室的な場で使うことが出来れば、もっとスムーズに入級が進んだり、進路に繋がるのではと思っています。

会長

切れ目のない体制づくりとして、人の活用においては、今、学校が独自に捻出しながらやっている事を

後押しする必要もありそうです。

委員

自己理解を深めるようなアプローチに絡めてです。来年度から全ての小中高がキャリアパスポートを実施することになっています。キャリアパスポートは全員が取り組んでいくものです。それを自己理解に繋げていくということは出来るのかなと思います。最初のうちは支援が必要ではないと思っていた子どもさんも途中で支援が必要かなと思ったときに、キャリアパスポートは重ねて書いてきているものですから、それをベースにして自己理解を深めていく材料にするということは出来なくはないと感じました。

高校では学校案内を作って各中学校さんに渡しています。必要な情報が必要なところに届いてないとなれば、センター的機能、或いは教育事務所の特別支援教育の担当の方に各高校が学校案内をお届けすれば、相談を受けた時に、この地域だったらこんな高校があって、こんなことやっているという話が出るかもしれません。学校案内の送付先を広げることにより情報が少しでも繋がらないかなと思います。

会長

キャリアパスポートは自分で書くことも、先生、保護者さんと話ながら作っていくこともあれば、それも活用したいですね。

委員

22条の3に該当する子どもさんの中には高等学校と併願され、高等学校に受かると高等学校に入学されることもあります。特性のある生徒さんに対してどう高等学校の中で体制を作っていくかという課題があると思います。

委員

選択肢で私学が出てくることがあります。公立だとある程度共通認識があると思いますが、私学については合理的な配慮がないままに受け入れてくれたり、受け入れてくれなかったことがあります。私学はどうなっているのかという懸念があります。私学の方の理解が十分でなければ誤った選択肢を学校側が与えてしまうという懸念を持っています。

事務局

私立の高等学校から相談に来られるということはありません。特別支援教育について率先的にやっている学校もあります。

県の方で高等学校のコーディネーターを対象に毎年研修を行っていますが、私学にも呼びかけており、数校参加いただいております。

委員

中学校が開催する高校の学校説明会に特別支援学校も呼んでいただきたい。その徹底が図られると特別支援学校への理解が進むと思います。そういうことが徹底していくと、少し変わった状況が生まれて

くるのではないかと思います。

委員

知的障がい特別支援学校の高等部に、中学校の通常の学級から入るには県教委が判断するとなっています。22条の3には「知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの」とされています。知的な遅れはないけれども、困難なものというのにも知的障がいの中に含めて考えているということだと思いますが、高等部の受検に関して知的に遅れがない者の場合でも、この適応状況というところを勘案して、高等部を受検されたり、入学される子どもさんがいると考えてよろしいですか。

事務局

県教委が通常の学級から知的障がいの特別支援学校へ出願する資格を判断する時に、県教委の指導主事が直接学校、中学校に行き、その学校での状況、市町村教委の意見書、教育事務所の意見、そういった資料もいただいて総合的に判断をしております。

会長

特別支援学校の受け入れについて中学校の先生方に適切に伝わっているのが課題です。

事務局

切れ目ない支援体制について出願資格のことについて情報提供をします。本県の特別支援学校は出願資格として知的障がいの場合は22条の3に該当するかどうかで判断していますが、その際に事前調査書等で検査結果、診断名、手帳の有無について報告してもらっています。病弱の特別支援学校はそれに加え医師の診断書を提出してもらいます。他県の状況では、知的障がいの場合、療育手帳の所持がないと出願できないとか、知的障がい以外では医師の診断書を必要とする、公的機関が22条の3に該当すると判断した意見書の提出を義務づけている場合があります。

また、高校と特別支援学校の同日入試実施を行っている県もあり、高校か特別支援学校どちらかを選んで受験するということになっています。

会長

島根県の状況は全障がい種で22条の3に該当することが必要ですが、知的障がいの場合2項に該当する者も含めて、通常の学級から出願する場合は県教委が判断します。ただ、他県の状況を確認すると療育手帳、或いは医師の診断書を必要とし出願資格を明確にしているところもあります。

入試日を高校と同一日にすることで出願者は明確な意図を持ってどちらかに向かうことになります。明確な意図を持つためには保護者さんとの話や学校での話が必要になってきますので、中学校での適切な進路指導に繋がっていくのではないかとという面もありそうです。このことにつきまして何かありますでしょうか。

委員

知的障がいのある22条の3の2項に該当し、入学する子どもさんがいた場合に大事なのは中学校でどれだけきちんとした進路指導がなされるかだと思います。高等学校か特別支援学校かではなく、この子どもさんにとってどんな進路が合っているかを中学校でしっかりと保護者と相談しながら決定していくことが大事だと思います。そうすることで特別支援学校入学後の適応がスムーズになるのではないかと思います。

様々な適応状況の困難さがある中で判断することは非常に難しいという認識を持った上で、中学校の方に丁寧な進路指導について周知していくことが必要です。

会長

療育手帳の取得が必要であるとかではなく、その前の小学校や中学校段階からの関わり自体をもっと重要視すべき、大切にすべきだということですね。

委員

中学校の場合、そういう子どもさんを見極めるということについて知識はあるけれども、実際にどのような子どもさんで、どのような手立てで、どのようなゴールを目指すのかというのは分からない状況です。気づきはあっても導いていく事が出来ない。

小学校3、4年くらいから相談をやっていく必要があると感じています。

委員

別の視点からの意見ですが、最近では愛着に問題を抱える子どもさんが非常に多い気がしています。この問題はそこに他の障がいがあると本当の姿が見えない部分があります。見極めることは特別支援学校でも難しいのですが、そういう理解をしていかないといけない時代だと思います。

会長

さまざまな要素が絡みながら高等部に入学することを考えるとき、より包括的に子どもさんを見て、進路を考えていくことを検討していく必要があります。

委員

療育手帳は適応状況の困難さからするとそこまで重視される必要はないと思いますが、医療の診断というところは必要です。診断が遅れ、ますます適応状況が悪くなるというケースがありますので、適応状況の困難さに気がつくためには適切な医療の診断というのが必要になってくると思います。知的の遅れがあるかどうかよりも適応状況の問題の絡みで診断として必要だと思います。

議題3 「教職員専門性の向上と人材育成」

会長

まず専門性とは、特別支援教育に関わる全ての先生方にこういうことが必要だという側面からお話をいただきたいと思います。

委員

資料によると養成段階における特別支援教育の履修が今は推奨だが将来的には必須になるため、全ての方が学んで卒業されることになる。

大学を出たばかりの若い先生、中堅の先生方がどのように学んでいらっしゃるのか。免許更新の時に特別支援教育について必ず受けてもらおうとよい。LD（学習障がい）の子どもさんへの対応は通常の学級の先生方にとっても課題だと思います。LDに特化した指導方法も具体的に学べるようになると通常の学級の中で救われる子どもさんもたくさんいるのではないかと思います。

会長

大学の教員になるには、特別支援教育に関する授業を受講し、1単位以上を取得しなければなりません。ですから、どの学生も特別支援教育の基礎的内容を履修して卒業している状況になっています。

委員

特別支援学校の場合、合わせた指導の形態が多いですが、合わせた指導の形態、自立活動に関して特別支援学校そのもののスキルが足りないこともあります。

専門性を高めるためには、特別支援学校側も大切にしている学びを新しく来られた先生にしっかり伝えていく努力、初めて特別支援学校に来られた小中高等学校の先生にもガイダンス的なことを行いながら仲間としてやっていく必要があります。

最近の先生方の保護者さんへの対応力について疑問を思っています。話し方、寄り添う気持ちです。そこにも大きな課題があると思っています。

専門性をどうやって担保するかに関して、教えられる人材がないという現状もあり、特別支援学校の中でも非常に苦勞しているところです、その人材育成等について県内の特別支援学校12校全体で考えていく取り組みを行わないといけないという話をしているところです。

会長

このような状況の中で人事交流をしています、特別支援学校の先生が小中高等学校に行かれると、特別支援学校がうまくまわらない状況が出てくることもありますか。

委員

年度によってはあると思います。

明確な目的を持って小中学校から異動されてきた先生にしっかり現場で学んで欲しいが、指導出来る人間も限られます。異動ルールについて弾力的な考え方をしていただきたい。

会長

小中学校の特別支援学級の専門性向上の意味において特別支援学級や通級による指導との交流を進め

てもらい、お互いに技術とか技能を高め合うという方法もあると思います。

委員

人事交流を積極的に進めていただく必要はあると思います。特別支援学校の先生が小中学校の特別支援学級の担任になることで、その地域、学校に及ぼす影響は非常に重要です。

派遣する場合には目的意識がきちんとある教員を派遣していくということが特別支援学校も小中学校も必要です。

専門性とは何だと言った時に、まずは熱意という気がします。この子を自分の力で指導しよう、少しでも改善するように指導していこうという熱意。熱意がある教員は向かっていけるが、経験の浅い教員はどこに助けを求めているか分からないという課題があります。熱意と知識が必要です。子どもの障がい、特性をしっかり理解する知識、それを踏まえての指導、プログラム作成ということが必要で、特に自閉症の子どもさんに対する理解が不足していると思います。自閉症の特性についてしっかり理解を図っていく必要があります。

知的障がいの教育課程で、養護学校の中では知的障がいの教育課程や教育内容がある意味、そのところをしっかり指導できるような知識と実践とが専門性ということかなということと、関係機関とうまく話をしながら支援を進めていくとか、特別支援教育担当の教員は少数派なんですけど、校内で上手に特別支援学級の子どもたちをアピールしていくとか、或いは、通常の学級の子どもたちの指導についてアドバイスができるとか、そういったマネジメント力というのが専門性としては必要かなというふうに思います。

委員

専門性のある方が中学校にも来ていただきたい。専門性のある方が欲しいというのは切実な願いであります。

先ほどもありました、個人の志もですが、制度化を行い、何を目的として交流するのかを明確にしておくことが必要です。

委員

専門性のある方が高校にも来ていただき、その方が中心になって学校の中で指導をしていただければ、とてもありがたい。今、現場ではまったなしの状況があり、特別支援教育に関する知識というよりは実践力をどう高めていくかということを考えると、個々の教員はもちろん大事ですが、組織としてどう高めていくかということが大きな課題だと認識しています。

中学校や専門性のある方がおっしゃっていることが、この生徒さんの課題であると意識出来ずに支援に繋がっていったないということがあります。そういうところの資質を高めることは、特別支援教育に関わる内容を積み上げていくということだけではなくて、他の生徒のことについても関係するのではないかなと思います。

生徒の課題をきちんと聞け、その課題が持っている意味と、それに対するアプローチ、実践していける力を組織としてどう育てていくかを考えていく必要があります。

会長

いわゆる特別支援教育に長けた人を育てると同時に、組織としてどう巻き込みながら進めていくかという両面を考えていく必要があることをご指摘いただきました。

そしてその具体的なことは今後検討する必要があります。

専門性について言えば高等学校の教員、特別支援学級担当、通級指導教室、それぞれその専門性は違うものがあるかもしれませんが、共通する部分もあるかもしれません。

例えば特別支援学級の担任の先生が学級はもとより、学校全体を目配せして活躍していくと、通常の学級の先生たちもいい状態になっているというのは確かにあるわけですから、その面での専門性もあるので、特別支援学級の役割は大きいです。逆に言うとそんな教員を育てなくてはいけないということになります。

委員

説明の中に、教育センターの出前講座を準備してあるというお話がありました。現場はそういう専門的な知識、具体的な指導方法、そういったものを求めていると思います。たくさん集めて講義ということも必要かもしれませんが、小さなグループ、学校単位として研修が出来るシステムがあるといいと思います。センターの出前講座は派遣という形ですが、大学の先生や専門家、県外の著名な方の派遣を行い、専門性を高めていくということが必要だと思います。

委員

小さな単位でというようなことをお話しされましたが、学校現場の方でも、著名な方をお呼びして話を聞くことも大切ですが、それでは完全に聞くだけになってしまいますので、グループワーク的な形で小規模にしてというようなことをやりながら自分発信という事もやり始めているところです。

会長

かつては小さな勉強集団が各地にあり、そこで学校種を超えて一緒にやっていたこともありました。そういう自主勉強会が今必要であり、それを実行するエネルギーのある教員が求められていることも確かなようです。もっと言えば各学校・園で行われている校内委員会やケース検討会どうやるかということも研修の一環であり、日々学校でやっていただくというような地道なことも必要なのだろうという気がしました。

委員

専門性を育てることも大事ですが、専門的な人にリーダーシップをとってもらうことも大事だと思います。今、困っている子どもさんへの支援を学校全体で考えて欲しいと思います。その子どもさんへの支援を学校全体で考えることにより、似たような状況の子どもさんもよくなるのではないかなと思います。

学校全体を見ますと、他の学年だからとか、他人ごと、人ごとだというのが垣間見える時がありました。インクルーシブ教育システムというのを徹底してもらおうと少しずつ楽になるのではないかなと思います。その上で合理的配慮というところに結びつけていってほしいと思います。

会長

ご指摘のあった組織での対応、学校全体の対応が改めて重要であるというご指摘でした。1人に任せるのではなくて組織として関わることで、そこに相談機関を巻き込んでいくことにも繋がっていくと思います。

委員

実際に人事交流で特別支援学校から小学校に入り、自閉症・情緒障がい学級を担当しました。ケース会議等で特別支援学校の様子、自分の経験、検査のことを伝えたら喜んでくださいました。人材育成というのはやはり時間もかかるし、誰が適任かというところもあつたりします。各校の校内人事で人を捻出するのではなく、各市町村単位で中心になる人がいらっしやればと思います。

委員

人材育成という点、県全体に言えることはリーダーがどんどん退職していなくなるという危機的な状況だと思われまます。計画的な人材育成が必要です。各地域で柱になり特別支援教育を支えていくという方を作っていく必要があると思ひました。

大学との連携の中で、教職員大学院5名のうち今は特別支援教育をテーマにした人が必ずいる訳ではないのですが、毎年必ず2名なら2名、3名なら3名、特別支援教育をテーマにした方を派遣し、その方が派遣されやすいような支援を行い、より実践的な研修になるような仕組みを作っていくことが必要だと思ひます。

中学校の特別支援教育採用枠がありますが、小学校にも特別支援教育担当採用枠を作っただき、その方は将来のリーダーという意識、自覚を持ち、特別支援教育、特別支援学級担任、通級による指導の担当をしてもらいたたいと思ひます。

委員

小学校にも特別支援教育の採用枠を作っだ欲しいという話もありましたが、特別支援学校の採用も倍率が下がっているという現状があります。特別支援教育そのものの魅力化を図っていく必要もあります。

今後も特別な支援が必要になる子どもさんが増えていくと思っだときに、特別支援学校も通常の学級も特別支援学級もよりよい支援が出来る体制づくりを検討していただきたたいと思ひます。

会長

いくつかの視点からご意見いただき、ありがとうございます。

いただいたご意見を事務局と一緒に整理し、皆様にお示ししたいと思ひます。